

## 14. 「事務所・工場等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電) (注1)	
事業内容	事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車(地方公共団体が所有する公用車を含む)の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1/2以内
	設置工事費	定額(1/1以内)または1/2以内

注1: 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

### **14-1. 「事務所・工場等への充電設備設置事業」の特有の申請要件**

以下の特有の要件については、(1)～(4)を全て満たすことが必要です。

- (1) 充電設備の利用は、申請者が所有する社有車<sup>(注1)</sup>・従業員の通勤車<sup>(注2)</sup>であること。  
(注3)
- (2) 充電設備の設置場所は、申請者が所有する事務所・工場等の敷地<sup>(注4)</sup>内であること。
- (3) 来客車<sup>(注5)</sup>用の駐車場に設置されていないこと。
- (4) 事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと。

注1：申請者となる地方公共団体、法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体、法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

注2：申請者となる地方公共団体、法人に雇用され、業務に従事している方が通勤用に利用する車のことをいう。（取締役や役員は含みません。）

注3：リース会社が申請者の場合、充電設備の利用は、リースの使用者が所有する社有車および従業員の通勤車であること。

注4：必要に応じて事務所・工場等の敷地であることを証する書類を「実施状況等報告」にて提出を求める場合があります。

注5：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。

※補助対象となっているすべての充電設備が選択可能です。

## **14-2. 特有の提出書類および申告内容**

事務所・工場等への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

### **【申請に必要な書類】**

14-3：「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

## **14-3. 「入替設置」にて申請する場合に必要な書類**

「入替設置」にて申請する場合、既設充電設備の種類を確認するための書類（充電設備メーカーの充電設備の保証書、仕様書等または出力が掲載されている書類）をアップロードし、提出してください。

### **【記載の必須項目】**

《充電設備メーカー名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・ 充電設備の型式の記載

《型式の出力》

- ・ 型式の出力または定格電圧（V）および定格電流（A）の記載